

別表 1

1 補助金の額（第5条関係）

補助対象区分	補助額	交付条件	補助金算出単価
<p style="text-align: center;">新築 ・ 増改築 ・ 舗装</p>	上限50万円	<p>各材使用下限は下記のとおりとし、満たない場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造材等 2m³以上の使用 ・内装材・外装材 10m²以上の使用 ・舗装工事 10m²以上 	<p>①【構造材等】 地域材の使用量 1.0m³につき 30,000円</p> <p>②【内装材・外装材等】 地域材の使用面積 1.0m²につき 3,000円</p> <p>③【建具・造作家具等】 地域材の使用量 0.1m³につき 30,000円</p> <p>④【アスファルト】 舗装工事面積 1.0m²につき 2,000円</p>
	下限5万		

※構造材…軸組・床組・小屋組などの部分に用いられる木材。

※内外装材…床、壁、天井などに使う仕上げ材や下地材や建築の外側を装飾する木材。

※建具…開口部に設けられた障子や襖・窓・ドア・戸などの可動部分と、それを支える枠（建具枠や鴨居、敷居）

※造作家具等…建物の床や壁等に建物と一体的となった家具。